

平成30年

第4回市議会定例会 議案第8号

函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与、勤務時間

その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与、勤務時間

その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和39年函館市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、住居手当については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号）の定めるところによる。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、住居手当については、一般職の職員の給与に関する条例の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(提案理由)

教育職員の住居手当について、北海道学校職員の給与に関する条例等の規定を準用することをやめて一般職の職員の給与に関する条例の定めるところによることとするため